

保護者の皆様へ

大阪府立門真西高等学校
校長 大見 真一

警報発令等に伴う措置について

警報発令等に際して、次の基準により始業時刻の変更・臨時休業等の措置をとります。

1. 午前7時現在、東部大阪に対して暴風警報、「レベル4危険警報」、「レベル5特別警報」のいずれかが発令されているとき。

→**生徒は自宅待機とする。**

2. 午前7時以降午前11時の間に、東部大阪に対して暴風警報、「レベル4危険警報」、「レベル5特別警報」のいずれかが解除されたとき。

→**解除2時間後より始業する。**

3. 午前11時に、東部大阪に対して暴風警報、「レベル4危険警報」、「レベル5特別警報」のいずれかが発令中のとき。

→**臨時休業とする。**

4. 午前8時以降生徒の在校中に、東部大阪に対して暴風警報、「レベル4危険警報」、「レベル5特別警報」のいずれかが発令されたとき。

→**防災本部の指示により、速やかに授業を中止して生徒は帰宅する。**

なお、東部大阪以外に居住している生徒の市町村に暴風警報、「レベル4危険警報」、「レベル5特別警報」のいずれかが発令された場合は自宅待機とし、警報が解除になってから登校すること。その場合の欠席は出席扱いとする。

※ レベル4危険警報とは:大雨、土砂災害、氾濫、高潮の各危険警報のこと。

※ レベル5特別警報とは:大雨、土砂災害、氾濫、高潮の各特別警報のこと。

気象警報の詳細については気象庁のHP(下記リンク)をご覧ください

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/warning_kind.html